

「多文化共生のまち推進条例（案）」の意見募集結果について

「多文化共生のまち推進条例（案）」に関する意見募集手続きは、令和5年9月15日から9月28日までの期間で行いました。その際、4名より計4件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続きの概要

(1) 意見募集期間

令和5年9月15日から9月28日までの間

(2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年9月15日号の「広報えどがわ」に掲載

※SDGs推進部とともに生きるまち推進課窓口に閲覧用の印刷物を設置

(3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送・FAX

(4) 提出先

SDGs推進部とともに生きるまち推進課共生社会推進係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同ありがとうございます。
2	多文化共生のまち推進条例は不要と考えます。 理由は、外国人アンケート調査結果から90%以上の外国人が江戸川区は住みやすいと回答しているからです。江戸川区は他の地域に比べて日本人と外国人がうまく共生しています。アンケートで挙げられた主な課題は言語に関するものでした。これは外国人であれば当然の課題で	令和3年度に実施した外国人アンケート調査では、ご指摘の通り91.9%の方が江戸川区は「住みやすい」「どちらかという住みやすい」と回答している一方、「日本人から偏見や差別を感じたことがある」と回答した方が50.6%と半数近くいます。また、区に対して「外国人と日本人の交流機会を増やす」「日本語教室を開く」など様々な要望が寄せられました。

<p>す。例えば、日本人が外国に移住した際に、当初は言語が理解できないが、数年かけて現地の言語を学んで理解し、現地の文化に慣れていくのが普通です。その過程で行政のサポートがあることは大切ですが、江戸川区は現時点で十分に外国人をサポートしていると思います。今後もサポートを充実させるのであれば、条例など無くても、これまでのサポートを改善してだけで良いと考えます。無理やり条例を定め、区民や事業者に多文化共生への取り組みを強制することは、外国人とうまく共生できている現在の状況を逆に壊すと考えます。例えば、道路標識を多言語した場合、複数言語が表示されることで標識を認識しづらくなる恐れがあります。また、学校教育において、日本語を理解しない外国人のために、授業の難易度や進行速度を外国人に合わせることで、結果的に大多数の日本人の学習機会を犠牲にすることに繋がります。外国人サポートが日本人の犠牲の上に成り立つことはあってはならないと考えます。また、そのようなサポートは外国人も望んでいないと思われます。条例が制定された後に、区が実施する多文化共生施策に協力しなかった場合、区民や事業者の責務を果たしていないことになり、その結果条例違反と言われた場合、日本人と外国人の対立、区の行政への不信などを招きかねないことを危惧しています。今回の条例は百害あって一利なしと考えます。</p>	<p>本条例案は、2年前に制定した区の基本理念を定めた「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例として提案させていただくものです。区では本条例案のほか、福祉や産業経済などの分野でも関連条例を制定することで、政策の方向性などを区民の皆さんに分かりやすくお伝えしたいと考えています。</p> <p>なお、本条例案では、区（行政）に対して責務を課していますが、区民や事業者の皆さんには責務や何らかの取り組みを強制するような規定は設けておりません。</p>
<p>3 多様性のある町、大変良いと思います。実際ここ数年で外国から移り住んだご家族を良く見かけるようになりました。江戸川区を選んでくださったことを嬉しく思います。そんな中、教育現場において</p>	<p>ご賛同ありがとうございます。誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて本条例案を作成したところです。</p> <p>また、条例案に掲げた多文化共生施策</p>

	<p>言語や文化の壁につまづいている児童は少なくありません。これまで過ごしてきた環境とは違う場所で、知らない言葉で行われている授業に参加することは大変厳しいものがあると思います。いくら学校で日本語を聞いていてもご家庭で話す言語が日本語でなければなかなかすぐに習得できる児童はおらず、また日本語教室の教員も少なく希望しても通えない児童もいると聞きます。言語によるつまづきからクラスで不適応行動を起こしてしまう児童もいます。今後も江戸川区に外国籍のご家族が増えることは大変嬉しいことではありますが、そんな子どもたちが日本で楽しく生活を続けていくために、教育現場の人手を増やしていただくことを切に願います。外国籍の児童のいる学年に大人が1人増えるだけでも違うと思います。担任1人では対応したくても手が足りないのです。今後の江戸川区のためにもどうかご思案ください。</p>
<p>4</p> <p>昨今の外国人による種々の法的問題の多発化や条例内の曖昧な表現から鑑み、条例制定には反対する。</p> <p>＜昨今の外国人課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良ベトナム人集団「ボイド」(兵士)：技能実習生として入国したベトナム人が独自コミュニティを形成して犯罪行為を繰り返す ・川口市のクルド人による不法滞在と多くに犯罪行為や迷惑行為 ・日本内国マナー違反の数々（スマホ通話、トイレの使い方、割り込み、ゴミ投棄など） ・「土葬」要求や「仏閣破壊」などの宗教上の不当要求や不当行為 ・中国人によるカキの不当摂取と貝殻の不法投棄 	<p>については、その時々々の社会情勢や予算編成等を行うなかで担当部署が別途検討してまいります。</p> <p>現在、江戸川区は16人に1人が外国人ですが、将来推計によると2100年には6人に1人が外国人となる見込みです。本区は国籍や年齢、障害の有無などに関わらず安心して暮らせる共生社会を目指していますが、国籍や民族等の違いにかかわらず人権が尊重されるには、指針となる条例の制定が必要と考えています。</p> <p>条例案の検討に際しては、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」「地域における多文化共生推進プラン」における考え方や定義などを参考にし、条例案の中の「多文化共生のまち」の意味について「国籍、民族等の異なる全ての人々が、互いの文化的違いを理解し、認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、ともに生きていく</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・中国人による公有地の不法占拠 ・不当な難民申請や健康保険、生活保護費などの搾取 ・何でも「差別」と称して公金を浪費する一部司法・政治・行政の存在など <p>現在、江戸川区では目立った問題は発生してないと思われるが、以上は対岸の火事ではない。</p> <p>【条例について確認したい表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの文化的違いを理解するとはどういうことか？ ・互いの文化的違いを認めるとはどういうことか？ ・対等な関係とはどういうことか？ ・多様な文化により培われた知識、経験等を生かすとはどういうことか？ <p>【施策への資源投入などについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策遂行のための人・物・金の具体的な規模は？ ・多文化共生の前に母国人共生（子供、女性、お年寄り、地方出身者など）施策への資源投入は必要ないのか、又は十分なのか？ ・昨今の外国人による法的問題などへの対応は？ 	<p>まちをいう」と表現しています。</p> <p>日本人同士であっても、生まれ育った地域や環境などが異なれば文化的違いが生じてきます。国籍や言語などが異なれば、その違いは一層際立つことでしょう。しかし、日本人住民も外国人住民も、大切な区民であり、ともに地域社会を支える主体であることには変わりありません。</p> <p>国連で採択されたSDGsにおいても、あらゆる人々が活躍する社会を掲げ、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される包摂性が基本理念となっています。</p> <p>理解する、認める、対等な関係といったことは一人ひとりの感じ方であり主観的なことで、行政が押し付けるようなものではありませんが、地域社会の構成員として差別することなく互いの人権を尊重しあうように意識し、行動していくことが大切と考えています。また、多様な文化を背景に持つ日本人区民と外国人区民が地域で共生することが、活力あるまちとして発展する原動力となると考えています。</p> <p>最後に、本区は外国人区民と日本人区民をカテゴリー分けする必要のない共生社会を目指しています。施策への資源投入などについてのご意見に関しては、この基本方針をもとに、その時々々の社会情勢等に応じ、多くの区民の共感が得られるように柔軟に対処してまいります。</p>
---	--